

令和7年5月9日  
地域政党 自由を守る会 さんのへあや

「東京都議会議員の政治倫理に関する条例（仮称）」に対する会派意見

条例名「東京都議会議員の政治倫理の確立に関する条例」

第1条（目的）の「議会の秩序」は少数者や少数意見を制約する根拠としないこと。また、条例の適用対象に都知事、副知事、教育長、知事特別秘書等を含める方途を検討すること。

第2条（責務）は「議員および会派の責務」とすること。今後、議会基本条例（仮称）に同種の規定が制定された際には、同条例に移行すること。

第3条に、寄付について「政治的・道義的批判を受ける恐れのある寄附の受け入れの禁止（後援団体を含む）」を明示して盛り込むこと。

また、「都の職員の採用、昇格又は移動に関して推薦又は紹介をしないこと」を規準に追記、「政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」という説明責任を課す条項を追加すること。

第4条の審査の請求とともに、熊本市条例第6条のような有権者の連署に基づいて実施する調査の直接請求制度も規定すること。

審査および調査の実施にあたっては、議会の付属機器として、政治倫理審査会を設置し、審査・調査の実施に携わせること。同審査会の委員は、議員のほかに行政に関し識見の高い者および公募の都民から議長が議会の同意を得て委嘱すること。

第5条の政治倫理審査会の設置にあたっては、単国会派を含む少数会派の参加権を保障すること。

第7条で審査会の公開原則と都民の傍聴の権利、インターネット中継と動画配信、地方自治法第115条に準じた秘密会の手続き規定を設けること。また、議員および会派に審査および調査への協力を義務付けること。

第8号の後に、「議員および会派が前項の調査に協力しなかったとき又は虚偽の報告をしたときは、審査会は、意見書にその旨を記載しなければならない」という条項を加えること。

第10条の意見書が提出された際は、当該議員に本会議での弁明および質疑の機会を設けること。議員が贈収賄罪等で職務に関連して起訴または有罪判決が確定したときに引き続きその職に留まるときは、説明会を開催するなどとする問責制度を盛り込むこと。開催しない場合は都民が開催を請求することができることとする。

問責制度の条文案は以下の通り。

(逮捕後の説明会)

刑事犯の容疑による逮捕後も、その職に留まろうとするときは、当該議員又は所属会派は議長に、都民並びに議会に対する説明会の開催を求めることができる。

(起訴後の説明会)

刑事犯の容疑による起訴後、引き続きその職に留まろうとするときは、当該議員又は所属会派は議長に、都民並びに議会に対する説明会の開催を求めなければならない。

前項の説明会の開催を当該議員及び所属会派が求めないときには、議長は開催を勧告し、当該議員に出席を勧告するものとする。

一般職の起訴休職制度に準じて、議員が有罪判決を受けた場合、逮捕・起訴後、会議等の公務に出席できなかった期間の報酬、政務活動費等の返還を義務付けること。

また、贈収賄罪、公職選挙法違反、政治資金規正法違反等、職務に関連した犯罪で起訴されたときには、判決確定までの報酬、政務活動費等の支給を差し止めること。

附則に、来任期中の検証と見直し規定を設けること。

以上

参考資料：他府県の逮捕等による支給停止規定の状況

他府県の逮捕等による支給停止規定の状況

令和3年12月14日

	支給停止				支給停止解除の区分			不支給となる要件	不支給となる期間等			期末手当への反映（停止等の要件は議員報酬と同様）	制定年	制定経緯等
	要件	始期	終期	計算方法	公訴を提起しない処分（不起訴）	無罪の判決等が確定	起訴されず逮捕等から1年経過		逮捕等で支給停止となった期間	刑の執行で刑事施設に収容された期間	罰金等を完納せず労働場に留置された期間			
福井県	刑事事件の被疑者・被告人として逮捕・勾留その他の身体拘束処分	逮捕等をされた日	逮捕等を解かれた日	日割り	○	○	○	有罪の判決等が確定	○	○	○	議員報酬の支給停止となった期間分は、支給停止（日割り）	平成23年	公職選挙法違反による議員逮捕を契機に制定
大阪府	"	逮捕等により本会議、委員会、協議等の場、議員派遣、委員派遣（本会議等という）を欠席した日の属する月	逮捕等を解かれた後、最初に本会議等に出席した日又は逮捕等以外の事由により欠席した日の属する月の前月	月単位	○	○	—	"	○	○	—	議員報酬の支給停止月分は、支給停止（月割り）	平成20年	官製談合事件における談合罪・収賄罪容疑による議員逮捕を契機に制定 ※逮捕等により1定例会を全て欠席しても、長期欠席の扱いとはならない。
福岡県	"	逮捕等により本会議又は委員会を欠席した日の属する月のみ停止（期間の定めではない）		月単位	○	○	—	"	○ （欠席した日の属する月のみ）	○ （欠席した日の属する月のみ）	—	議員報酬の支給停止月分は、支給停止（月割り）	平成15年	政治資金規正法違反による議員逮捕を契機に制定 ※逮捕等により連続する2定例会を全て欠席したときは、長期欠席の扱いとなり、議員報酬は支給しない。 ただし、無罪であった場合には、議長が長期欠席の適用除外と認めれば遡及して支給する。
石川県	期末手当のみに、不支給・支給停止・支給停止解除の規定を設けている。※基準日は6月1日及び12月1日。支給日は6月30日及び12月10日 〈不支給〉①基準日から支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられ、失職した議員 ②基準日前1月以内又は基準日から支給日の前日までに離職した議員で、離職日から支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた議員 ③支給停止とされた議員で、禁錮以上の刑に処せられた議員 〈支給停止〉離職日から支給日の前日までに在職期間中の行為に係る刑事事件で、①起訴され、判決が確定していない場合 ②逮捕された場合 〈支給停止解除〉①禁錮以上の刑に処せられなかった場合 ②公訴を提起しない処分があった場合											平成9年	国家公務員の不祥事を受けた執行機関の一般職員の条例改正に合わせて制定	

※条例改正に向けた検討に当たっては、改めて適法性の確認が必要